

(7) 土地改良補助金交付要綱

土地改良事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農業の生産基盤の整備等を図るため、土地改良事業を行う者(以下「施行者」という。)が行う土地改良事業に要する経費について、当該施行者に対し予算の範囲内において土地改良事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の施行者)

第2 この要綱で「施行者」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区及びその連合体
- (3) 農業協同組合
- (4) 土地改良事業共同施行者
- (5) その他知事が適当と認める者

(交付の対象事業等)

第3 土地改良事業補助金の交付対象となる事業の種類、経費及び補助率は、別表(1)のとおりとする。ただし、政令指定都市が事業実施主体となり実施する国庫補助事業に要する経費については、別表(2)のとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は別に知事が定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の変更にあつては、この限りでない。

- (1) 別表(1)の事業の種類欄に掲げる(1)から(3)まで、(7)、(8)、(14)及び(21)-1、(22)、(23)の事業
 - イ 事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 事業の中止又は廃止
 - (ロ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (2) 別表(1)の事業の種類欄に掲げる(4)、(5)、(10)、(12)、(13)、(15)、(17)、(18)、(20)及び(21)-2の事業
 - イ 事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 県費かさ上げ補助率の異なる工種を含む事業地区については、県補助金額の増減
 - b 工事費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%を超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
- (二) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

- (3) 別表(1)の事業の種類欄に掲げる(6)の事業
 - イ 事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を越える増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 操作体制人員配置の変更
 - b 費目区分欄に掲げる経費の新設, 変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
 - (ニ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (4) 別表(1)の事業の種類欄に掲げる(9)の事業
 - イ 事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - 地域用水機能増進活動を補完する施設等の改修整備以外の経費から当該経費への流用
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - 費用区分欄に掲げる経費の新設, 変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
 - (ニ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
 - (5) 別表(1)の事業の種類欄に掲げる(11)の事業
 - イ 事業費の増額又は減額
 - ロ 経費の配分の変更及び収支予算の変更
 - ハ 事業内容の変更
 - ニ 事業の中止又は廃止
 - (6) 別表(1)の事業の種類欄に掲げる(19)の事業
 - イ 事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち経費区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の中止又は廃止
 - (ハ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

(事業遂行状況報告)

第6 規則第10条の規定による報告は、交付金の交付決定のあった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業実績の概要
- (2) 収支精算書
- (3) 附属調書
- (4) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は別紙1のいずれか
- (5) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したのから変更があったものについては、必要書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(確認調査等)

第8 経済商工観光部及び農林水産部補助事業確認調査要綱(平成12年8月24日施行)により実施するものとする。

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとする。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、別記様式第5号による概算払請求書により知事に請求するものとする。

(処分の制限を受ける財産及び期間)

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件の取得価格が50万円以上(昭和45年以前の予算に係る補助事業により取得したものにあっては、5万円以上)のものとし、その期間についてはその都度知事が定めるものとする。

(書類の経由等)

第11 この要綱により知事に提出する書類は、施行者の住所地を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は次のとおりとする。ただし、別表(1)の事業の種類欄に掲げる(6)、(10)から(13)、(18)及び(20)の事業については、施行者の住所地が地方振興事務所の事業担当区域にある場合は、地域事務所に提出するものとする。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 補助金交付申請書 | 2部(ただし、県単独事業については1部) |
| (2) 計画変更承認申請書 | 2部(ただし、県単独事業については1部) |
| (3) 中止(廃止)承認申請書 | 2部(ただし、県単独事業については1部) |
| (4) 実績報告書 | 2部(ただし、県単独事業については1部) |
| (5) 概算払請求書 | 1部 |

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月4日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年10月17日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年3月22日から施行し、昭和60年度予算に係る補助金に適用する。ただし、既に補助金交付申請書等が知事に提出されている場合には、従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和61年4月21日から施行し、昭和61年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年10月6日から施行し、昭和61年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、昭和62年4月から施行する。ただし、第3中別表(2)の改正規定(別表(2)中、農村基盤総合整備事業の項交付の対象欄中2、4、6及び8を除く。)は昭和62年3月19日から施行し、昭和61年度予算に係る補助金から適用する。

(暫定措置)

- 2 改正後の土地改良事業補助金交付要綱の別表(1)に掲げる事業のうち、別表(2)に掲げる事業の補助率については、別表(1)の規定にかかわらず、当分の間、別表(2)のとおりとする。

(農業用ため池整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 農業用ため池整備事業補助金交付要綱(昭和57年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 8 月 24 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 12 月 14 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 4 号の改正規定については、昭和 63 年 3 月 25 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 12 月 1 日から施行し、昭和 63 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年 3 月 1 日から施行し、平成元年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 10 月 5 日から施行し、平成 2 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 5 月 31 日から施行し、平成 6 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行し、改正後の土地改良事業補助金交付要綱の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 8 年度予算に係る補助金から適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から施行し、改正後の土地改良事業補助金交付要綱の規定は平成 10 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成 10 年度予算に係る補助金から適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に適用する。
- 3 農用地等集団化事業補助金交付要綱（平成元年 8 月 30 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 17 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 3 月 29 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 5 月 25 日から施行し、平成 13 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 26 日から施行し、平成 14 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 25 日から施行し、平成 15 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 基幹水利施設管理事業補助金交付要綱（平成 8 年 10 月 1 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 10 月 18 日から施行し、平成 16 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 12 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 28 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 15 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 12 月 17 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金

にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行し、当該補助金に係る平成 23 年度予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 村づくり交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 10 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 4 日から施行し、平成 25 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、平成 26 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から施行し、平成 27 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日から施行し、平成 28 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

交付の対象となる事業の種類及び補助率

別表(1)

事業の種類	施行者	交付の対象	補助率	内訳		補助率適用年度
				国	県	
(1)農業集落排水事業	市町村及び市町村以外	1 施設等の整備又は改築	50	50	0	
		2 施設等の調査及び計画の策定	51	50	1	
		3 最適整備構想の策定	100 (定額)	100 (定額)	0	
(2)集落基盤整備事業	市町村及び市町村以外		51	50	1	
(3)地域用水環境整備統合補助事業	市町村	地域用水環境整備型	65	50	15	
(4)中山間地域総合整備事業	市町村及び市町村以外		56	55	1	
(5)ため池等整備事業	市町村及び市町村以外		51	50	1	
(6)国営造成施設管理体制整備促進事業	市町村以外	操作体制整備型	76 (61)	60 (60)	16 (1)	平成19年度以降新規採択地区
	市町村	管理体制整備型 推進及び支援事業	3/4 (51/100)	1/2 (1/2)	1/4 (1/100)	平成19年度以降新規採択地区
(7)農村振興総合整備実施計画費	市町村及び市町村以外	中山間地域総合整備事業・集落基盤整備事業申請予定地区 (採択希望前年度)	50	50	0	
(8)農村環境計画策定事業	市町村及び市町村以外	1 農村環境現況調査	50	50	0	
		2 農村環境計画の策定				
(9)地域用水機能増進事業	市町村及び市町村以外	1 ソフト事業	国と県の補助率を 合計したもの 65	50	定額 15	
		2 補完ハード事業				
(10)土地改良施設機能診断事業	市町村及び市町村以外		30	0	30	
(11)基幹水利施設管理事業	市町村	市町村が行う基幹水利施設の管理に要する経費	国と県の補助率を 合計したもの 《31》	30	1~30 《30》	平成23年度以降新規採択地区 《1》
(12)水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	市町村及び市町村以外	国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された基幹的農業水利施設の 長寿命化に向けた工事等	《65》	《50》	《15》	平成23年度以降新規採択地区
(13)新農業水利システム保全対策事業	市町村及び市町村以外	1 農業水利システム保全計画策定事業	定額 51	定額 50	0 1	平成19年度以降新規採択地区
		2 管理省力化施設整備事業				
(14)農業用水水源地域保全対策事業	市町村及び市町村以外	普及促進対策	定額	定額	0	
(15)特定農業用管路等特別対策事業	市町村及び市町村以外	1 国営造成施設整備(吹付け材の除去, 復旧に限る)	71 51	50 50	21 1	
		2 上記以外の整備				

交付の対象となる事業の種類及び補助率

別表(1)

事業の種類	施行者	交付の対象	補助率	内訳		補助率適用年度
				国	県	
(16)土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	土地改良区	土地改良区が行うPCB廃棄物処理に伴う収集・運搬に要する経費	50	50	0	
(17)炭素貯留関連基盤整備実験事業	市町村及び市町村以外	地下かんがいシステムの整備に係る炭素貯留実験事業	定額	定額	0	
(18)水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型)	市町村及び市町村以外	団体営事業等により造成された農業水利施設の長寿命化に向けた工事等	70	55	15	
		1 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯で行う工事 2 上記1以外の工事等	《70》 65 《65》	《55》 50 《50》	《15》 15 《15》	
(19)小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	市町村及び市町村以外	小水力・太陽光等発電施設に係る調査設計費のうち案件形成、概略設計、協議・手続き及び都道府県協議会支援	定額	定額	0	
(20)農業水利施設保全合理化事業	市町村及び市町村以外	1 市町村及び土地改良区が行う水利用再編促進に係る工事	65	50	15	
		2 上記1を離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯で行う場合	70	55	15	
		3 機能保全計画の策定	定額	定額	0	
(21)農村地域復興再生基盤総合整備事業	市町村及び市町村以外	1 整備事業に必要な諸条件等の調査・計画・設計及び実施計画の策定	定額	定額	0	
		2 ため池等整備事業 用排水施設整備工事	国と県の補助率を合計したもの	50～55	1	
(22)県営造成施設管理体制整備促進事業	市町村	1 管理体制推進事業	50以内	0	50以内	
		2 管理体制整備強化支援事業	50以内	0	50以内	
(23)土地改良区体制強化事業	土地改良区及び宮城県土地改良事業団体連合会	1 施設・財務管理強化対策 2 受益農地管理強化対策 3 統合整備強化対策	100以内	50以内	50以内	
	宮城県土地改良事業団体連合会	4 研修・人材育成				

備考:①上記補助率は分数及び定額での表記以外の単位はパーセント(%)である。

②補助率の()は平成19年度以降新規採択地区に適用する。

③補助率の[]は平成20年度以降新規採択地区に適用する。

④補助率の【 】は平成21年度以降新規採択地区に適用する。

⑤補助率の〈 〉は平成22年度以降新規採択地区に適用する。

⑥補助率の《 》は平成23年度以降新規採択地区に適用する。

⑦国又は国の外郭団体等からの補助事業のうち、ハード事業及びハード事業実施のための事前調査等ソフト事業に係る県単補助金については、補助対象事業ごとに1事業者(市町村を含む。)当たりの補助金額が50万円未満となる場合は、その事業者については補助対象外とする。

交付の対象となる事業の種類及び補助率

別表(2)

事業の種類	施行者	交付の対象	補助率	内訳	
				国	県
別表(1)に掲げる国庫補助事業 ただし、別表(1)に掲げる国営造成施設管理体制 整備促進事業は除く	政令指定都市	別表(1)に掲げる事業 ただし、別表(1)に掲げる事業のうち、次の事業に係る県の補助率は 0とす る 1 農業集落排水統合補助事業のうち市町村が施行するもの 2 農業集落排水資源循環統合補助事業のうち市町村及び一部事務組合が 施行するもの 3 田園整備事業のうち平成19年度以降に新規採択された地区 4 農村環境計画策定事業 5 新農業水利システム保全対策事業のうち農業水利システム保全計画策定 事業	国と県の補助率を 合計したもの	別表(1)による補助率	1

平成〇〇年度土地改良事業補助金交付申請書

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (〇〇〇地区)

平成〇〇年度において(事業の種類)を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、土地改良事業補助金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 添付書類
 - (1) 経費の配分及び事業計画の概要
 - (2) 収支予算書
 - (3) 予算議決等の抄本の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類

- 注)・ 申請者が市町村長の場合、住所の記載は不要。
・ 事業の目的、内容が申請書に書ききれない場合は、別紙(任意様式)に記載し添付すること。
・ 交付申請金額を2行に渡って記載しないこと。

別記様式第2号

平成〇〇年度土地改良事業計画変更承認及び変更交付申請書

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名（〇〇〇地区）

平成〇年〇月〇日付け宮城県（〇〇）指令第〇〇号で土地改良事業補助金の交付決定通知のあった（事業の種類）について、事業の内容等を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（別紙のとおり）

注）・別記様式第1号の記の2以下の書類とし、変更する部分のみ上段（ ）書きとする。

平成〇〇年度土地改良事業遂行状況報告書

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (〇〇〇地区)

平成 年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で交付決定の通知のあった平成 年度土地改良事業の年月日現在の事業実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		出 来 高		進 捗 率 (B)/(A)	備 考
	事業費(A)	交付額	事業費(B)	交付額		
	円	円	円	円	%	
合 計						

2 事業遂行状況 (別紙1のとおり)

3 事業着手 平成 年 月 日

4 事業の完了予定 平成 年 月 日

注)「区分」欄には、地区名事業メニュー名等を記入すること。

別紙 1

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収入未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収入未済額	備考
	円	円	円	

注) 「区分」欄については、収支予算書の区分に準じて記入すること。

平成〇〇年度土地改良事業実績報告書

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (〇〇〇地区)

平成〇年〇月〇日付け宮城県(農整)指令第〇〇〇号で土地改良事業補助金の交付決定通知のあった(事業の種類)について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。
(なお、併せて精算額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を請求します。)

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の成果
別紙のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 経費の配分及び事業実績の概要
 - (2) 収支精算書
 - (3) 付属調書
 - (4) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は別紙1のいずれか
 - (5) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したのから変更があったものについては、必要書類
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 4 振込先
金融機関名 本店 or 〇〇支店 普通 or 当座 (口座番号7桁)
口座名義人 (口座名義人ヨミガナ)

- 注)・ 申請者が市町村長の場合、住所の記載は不要。
・ 事業の目的が報告書に書ききれない場合は、別紙(任意様式)に記載し添付すること。
・ 精算払いが無い場合は(なお・・・)及び(4振込先・・・)の記載は不要。

平成〇〇年度土地改良事業補助金概算払請求書

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (〇〇〇地区)

平成 年 月 日付け宮城県(農整)指令第 号で土地改良事業補助金の交付決定通知のあった〇〇〇〇〇〇〇について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	事業費	補助金	既受領額		今回請求額		残 額	支払銀行 口座番号
			金 額	出来高	金 額	月 日 迄 予 定 出来高		
工事費	円	円	円	%	円	%	円	
計								

◎概算払請求理由

◎債権者登録番号 _____